

公益財団法人東京都農林水産振興財団
中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金交付要綱

令和2年9月23日付2農振財森第994号

(通則)

第1 公益財団法人東京都農林水産振興財団(以下「財団」という。)は、公益財団法人東京都農林水産振興財団中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業実施要綱(令和2年9月23日付2農振財森第992号。以下「実施要綱」という。)及び公益財団法人東京都農林水産振興財団中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業実施要領(令和2年9月23日付2農振財森第993号。以下「実施要領」という。)に基づき行う支援の対象事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金交付規則の施行についての通達(昭和37年12月11日付37財主調発第20号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2 この補助金は、中・大規模の民間建築物の設計において、木造木質化を実現するための支援を行うことにより、木造木質化の事例を増加させ、中・大規模の木造木質化建築物の建築促進と、全国各地の木材利用促進、さらに森林整備の好循環へつなげていくことを目的とする。

(補助金対象事業及び補助率等)

第3 第1の規定による補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)については、(1)から(4)までに定めるところによる。

(1) 事業申請対象者

実施要綱第2に定める支援の対象者(国及び地方公共団体を除く。)であって、実施要綱第3に定める支援の対象事業の実施に当たり、本要綱第4の補助対象経費の50%以上の自己資金及び借入金を保有できる者。

(2) 対象施設

事業申請対象者が東京都内にて建築、運営しようとする中・大規模の民間施設(オフィスビルや商業施設等)。

なお、住宅部分(事業申請対象者の社宅、寮、及びこれに類するものを除く。)は対象外とする。

(3) 支援の対象事業の内容

主要構造部に国産木材を一定以上使用する、(2)の対象施設の建築に係る実施設計。ただし、設計のみでその後の工事契約を伴わない案件については対象としない。

(4) 支援の対象事業の条件

アからカまでのすべてを満たすこと。

ア 主要構造部に国産木材を一定以上使用する以下のいずれかの建築物（以下「木造等建築物」という。）であること。

(ア) 補助対象床面積に対する国産木材・木質材料使用量がおおむね $0.18 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上である木造の建築物（以下「木造の建築物」という。）

(イ) 補助対象床面積に対する国産木材・木質材料使用量がおおむね $0.18 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上である、建築物の一部が木造の建築物（以下「一部木造の建築物」という。）

なお、「一部木造の建築物」とは、立面混構造や平面混構造などのように、木造部分と木造以外の構造の部分の床面積を明確に切り分けられる構造の建築物をいう。ただし、補助金の算定のため、木造部分と木造以外の構造の部分の設計費が明確に切り分けられること。

(ウ) 主要構造部に一定以上の国産木材・木質材料を使用する混構造の建築物（以下「混構造の建築物」という。）

なお、「混構造の建築物」とは、以下の要件を全て満たすものをいう。

(a) 壁、柱、床、はり屋根又は階段の全部又は一部に木材・木質材料を用いていること。

(b) 補助対象床面積に対する国産木材・木質材料使用量がおおむね $0.06 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。

なお、延床面積あたりの国産木材・木質材料使用量の算出に当たっては、主要構造部に国産木材・木質材料を使用していない部分を除くことができるものとする。ただし、補助金の算定のため、主要構造部に国産木材・木質材料を使用している部分と、主要構造部に国産木材・木質材料を使用していない部分の設計費が明確に切り分けられること。

イ 建築物の規模が以下のいずれかであること。

(ア) 耐火建築物又は準耐火建築物で、延床面積が 500m^2 を超えるもの又は階数が3以上であるもの。

(イ) (ア) 以外の建築物で、延床面積が 500m^2 を超えるもの又は階数が4以上であるもの。

なお、混構造の建築物の場合には、上記(ア)(イ)の延床面積が 1000m^2 を超えるものを対象とする。

ウ 使用する国産木材の材積（ m^3 ）のうち、多摩産材（東京の木多摩産材認証協議会が認証した木材をいう。以下同じ。）を3割以上（内装木質化については5割以上）使用すること。ただし、多摩産材使用量が合計で 200 m^3 を超える場合にはこの限りでない。

エ 木造化された建築物の普及に寄与するものとして、次の要件に該当するものであること。

(ア) 主要な構造部の木材が現しで使用される、内装木質化が図られるなど、木材の利用普及効果が認められるもの。又は、多摩産材及び国産木材を使用していることを建築物内に明示できること。

(イ) 施工中の仮囲いに多摩産材を活用した建物であることと多摩産材を使用することの意義を説明する看板を設置できること。

(ウ) 多摩産材及び国産木材を活用していることについて、建築物内の木材使用箇所付近にプレート等を設置してPRするとともに、竣工後に印刷物やホームページ等により広く公表できること。

(エ) 都及び財団の求めに応じて、工事中や竣工後に建築物の見学会を実施するなど、木造建築物について普及啓発ができること。

(オ) 都及び財団の求めに応じて、木造建築物の普及に資する設計、施工等に関する技術資料を、申請者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのない範囲で公表できること。

オ 公的な資金の使途として、社会通念上、不適切であると判断される事業（「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に規定する風俗営業等）を目的とした施設・設備は対象外とする（上記に該当するテナントの入居が想定される場合を含む。）。

カ 令和7年2月末日までに実施設計委託の支払いを完了し、工事着手した上で、補助金の請求ができること。

2 この補助金は、前項の事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であって、第4で定める経費のうち、財団の理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲において交付するものとする。

3 補助金の補助率は2分の1以内とし、補助対象経費は下限1,000万円、上限10,000万円（補助申請額下限500万円、上限5,000万円）とする。

4 第2項の規定にかかわらず、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成要員に暴力団員等に該当する者があるものは、補助金の交付対象としない。

（補助対象経費等）

第4 補助金の対象となる経費は、木造等建築物の実実施設計費（事業実施主体が設計者と契約した経費（設計委託費等）に限るものとし、諸経費を含む。）とし、事業実施に必要な最小限の経費とする。

なお、次の経費は補助対象外とする。

- (1) 基本計画・基本設計費
- (2) 設備設計費（電気設備、空調設備、給排水衛生設備、昇降機等）
- (3) 既存建築物の解体撤去等にかかる実施設計費
- (4) 外構等建物周辺施設の実実施設計費
- (5) 地中埋設物処理及び地盤改良工事等にかかる実施設計費
- (6) 確認申請、工事監理、積算にかかる経費
- (7) 消費税相当額
- (8) その他木造等建築等の実施設計に直接関係のない経費

- 2 申請施設の一部が本事業の対象となる場合には、延床面積に対する補助対象床面積の割合で、補助対象経費を算出することができる。
- 3 他の公的な補助金や助成金の対象経費とされたもの及び交付決定前に契約したものは補助対象外とする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)、誓約書(第1号様式別紙)
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) 収支予算書(第3号様式)
- (4) 申請者の概要(第4号様式)
- (5) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6 理事長は、第5の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、第5号様式により申請者に通知する。

- 2 理事長は、前項の通知に際して、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため、別記の交付条件を付すものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第7 理事長はこの交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、この交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(申請の取下げ)

第8 交付決定の内容又は付された条件に異議があり、申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

(事業の中止)

第9 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ、事業中止承認申請書(第6号様式)を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、第7号様式により事業中止の承認を通知する。

(事故報告等)

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により、理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、必要に応じて補助事業者はその処理について指示をする。

(遂行状況報告)

第11 補助事業者は、理事長の要求があったときには、事業の遂行状況について、理事長に報告しなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第12 理事長は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って遂行すべき事を命ずる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、理事長は、補助事業者に補助事業の一時停止を命ずる。

(実績報告)

第13 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第8号様式）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14 理事長は、第13の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第10号様式により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15 補助事業者は、第14の通知を受けたときは、理事長に補助金交付請求書（第11号様式）を提出するものとする。

(補助金の支払等)

第16 理事長は、第15に規定する補助金交付請求書が提出があったときは、補助金を支払うものとする。

(是正のための措置)

第17 理事長は、第14による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業

につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 前項により、補助事業者が必要な措置をした場合には、第13の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第18 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。

(4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第14の規定により交付すべき補助金の額の確定をした後においても適用する。

(補助金の返還)

第19 理事長は、第18の規定による取消しをした場合には、補助事業者に通知すると共に、補助事業の当該取消しにかかる部分に関してすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第20 補助事業者は、第19の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合に、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第21 第20第1項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第22 第20第2項の規定による延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第23 補助金の返還を命ぜられた補助事業者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合、理事長は、その者に対して同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(消費税額相当分の取扱い)

第24 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、税額の確定報告書(第12号様式)により報告しなければならない。

(木造建築物の普及のためのPRの実施)

第25 補助事業者は、中・大規模建築物の木造木質化設計を促進するために、補助対象建築物の工事中の仮囲いに多摩産材を活用した建物であること及び多摩産材を使用することの意義を説明する看板(原則として概ね縦900mm×横900mm以上。ただし、設置場所の自治体の条例等で規制がある場合にはその範囲内とする。)を設置すること。

2 補助事業者は、前項の看板の設置後速やかに、設置状況について状況報告書(第13号様式)により報告するものとする。

(帳簿の整理、管理等)

第26 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(他の規定との関係)

第27 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。

別記（第6関係）

補助金の交付条件

- 1 補助事業者は、この要綱及びその他関係法令に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、申請した期間内に設計業務を完了させること。また、交付決定前に事業着手したものについては、補助金を交付しない。
- 3 補助事業者は、中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費実施要綱・要領及び交付要綱に定める要件を満たすよう補助対象施設の設計を行い、設計図書を作成する。その成果物について交付要綱第13で定める実績報告書で報告する。また、関係書類の提出を求められた際は、遅滞なく提出しなければならない。
なお、実績報告書においては、多摩産材と国産木材の使用計画についても報告すること。
- 4 補助事業者は、当該事業により取得した設計図書等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 5 補助事業者は、中・大規模建築物の木造木質化設計を促進するために、次のPRを行うこと。
 - (1) 補助対象建築物の工事の中の仮囲いに多摩産材を活用した建物であること及び多摩産材を使用することの意義を説明する看板（原則として概ね縦900mm×横900mm以上。ただし、設置場所の自治体の条例等で規制がある場合にはその範囲内とする。）を設置すること。
 - (2) 補助事業者は(1)の看板設置後速やかに、設置の状況について状況報告書(第13号様式)により報告すること。
 - (3) 都及び財団の求めに応じて、工事中や竣工後に建築物の見学会を実施するなど、木造建築物について可能な限り普及啓発を行うこと。
 - (4) 都及び財団の求めに応じて、木造建築物の普及に資する設計、施工等に関する技術資料を、補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのない範囲で公表すること。
- 6 この交付条件に違反又は相違があり、補助金等の交付決定の取消しを受けた場合や、すでに補助金が交付されている場合における返還を命じられたときは、これに異議なく応じなければならない。

第1号様式（第5関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 殿

申請者 法人名等
代表者名

印

公益財団法人東京都農林水産振興財団
中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金交付申請書

公益財団法人東京都農林水産振興財団木造木質化設計支援事業費補助金交付要綱第5
の規定に基づき、事業計画書等を添えて申請します。

記

1 事業を実施する施設

施設名：

施設所在地：

事業種別：

2 補助金交付申請額 金 円

3 別紙資料

(1) 誓約書（第1号様式別紙）

(2) 事業計画書（第2号様式）

添付資料

ア 位置図（施設所在箇所、施設内の事業実施箇所）

イ 計画概要・パース図等

ウ 基本設計図等（補助事業対象箇所がわかるもの）

エ 事業実施体制図

オ 事業の工程表（予定）

カ その他必要と認められる書類（施設のパンフレット等）

(3) 収支予算書（第3号様式）

添付資料

ア 補助対象経費計算書

イ 設計委託契約見積書・内訳書

(4) 申請者の概要（第4号様式）

添付資料

申請者の概要を確認可能な資料（定款・法人案内パンフレット等）

別紙（第1号様式）

誓約書

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金交付要綱第5の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第18の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第19の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

法人名等

代表者名

印

*法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

*この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- 事業計画書
 事業実績書

1 事業概要

(1) 施設の名称			
(2) 施設所在地			
(3) 施設の概要			
(4) 施設全体棟数	棟	(5) 補助対象棟数	棟
(6) 補助対象建物階数 ※複数の場合は棟ごとに記載	階建て（地上 階、地下 階）		
(7) 施設全体 延床面積	m ²	(8) 補助対象 延床面積合計	m ²
(9) 補助対象床面積内訳	木造		m ²
	一部木造		m ²
	混構造		m ²
	木造・混構造部分以外 の箇所の木質化		m ²
(10) 補助対象面積割合	(8)/(7)		%
(11) 建築物の 防火性能	【建築地の地域区分】 <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 22条区域 <input type="checkbox"/> その他地域 【必要となる建築物の防火性能等】 <input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物（60分） <input type="checkbox"/> 準耐火建築物（45分） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
(12) 他の補助金の 有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 交付決定済み・ <input type="checkbox"/> 申請中または申請予定） 補助金の名称（ありの場合）：		
(13) 事業 スケジュール	基本設計： 年 月 日～ 年 月 日 実施設計： 年 月 日～ 年 月 日 建築工事： 年 月 日～ 年 月 日		

2 事業内容 (施設の目的や木造化のコンセプト・実施内容など)

3 材積計算書

	使用箇所	材の種類		材積(m ³)	備考
(ア)	構造	国産木材(多摩産材含む)			
(イ)		うち多摩産材			
(ウ)		外材			
(エ)		合計	(ア)+(ウ)		
(オ)	内装木質化	国産木材(多摩産材含む)			
(カ)		うち多摩産材			
(キ)		うち木造・混構造部分以外の箇所の木質化			RC造・S造等に木質化した箇所
(ク)		外材			
(ケ)		合計	(オ)+(ク)		
(コ)	その他	国産木材(多摩産材含む)			
(サ)		うち多摩産材			
(シ)		外材			
(ス)		合計	(コ)+(シ)		
(セ)	総国産木材使用量		(ア)+(オ)+(コ)		
(ソ)	補助対象面積		事業計画書(8)		m ²
(タ)	補助対象面積当たりの国産木材使用量		(セ)/(ソ)		m ³ /m ²
(チ)	内装木質化 多摩産材/国産木材		(カ)/(オ)		5割以上が要件
(ツ)	内装木質化以外 多摩産材/国産木材		(イ)+(サ)/(ア)+(コ)		3割以上が要件
(テ)	総木材使用量		(エ)+(ケ)+(ス)		外材含む

○多摩産材については使用量合計が200m³を超えた場合には上表の割合にかかわらず、要件を満たす。

○実績報告の際には別添で材積を計算するための木拾い表及び使用箇所が分かる図面を添付すること。

木拾い表と図面は使用箇所が照合できるよう番号や記号などを振ること。

木拾い表には外材を含むすべての木材使用量を入れること。

4 添付資料：様式自由

(1) 事業計画書添付資料

- ア 位置図（施設所在箇所、施設内の事業実施箇所）
- イ 計画概要・パース図等
- ウ 基本設計図等（補助事業対象箇所がわかるもの）
- エ 事業実施体制図
- オ 事業の工程表（予定）
- カ その他必要と認められる書類（施設のパンフレット等）

(2) 事業実績書添付資料

- ア 位置図（施設所在箇所、施設内の事業実施箇所）
- イ 計画概要・パース図等
- ウ 実施設計図等・木拾い表（補助事業対象部分）
- エ 事業実施体制図
- オ 事業の工程表
- カ その他必要と認められる書類（施設のパンフレット等）

□ 収 支 予 算 書
 □ 収 支 精 算 書

1 収 入

	予 算 額 (円)	(精算額) (円)	(増減額) (円)	備 考
財団補助金 (A)				
自己資金 (B)				
小 計 (A+B) (補助対象経費)				
消 費 税 (C) (補助対象外経費)				
計 (事業費) (A+B+C)				

2 支 出

品 目	内容 (規格など)	数量	単 価	金 額	備 考
小計 (補助対象経費)					
消費税					
計 (事業費)					

- ・添付書類：①補助対象経費計算書
 ②設計委託経費見積書・内訳書（実績報告の際は契約書・内訳書）。
- ・消費税については、補助対象経費に含まない。

申請者の概要

申請者情報	
法人名等	
代表者役職／氏名	
所在地	(〒 ー)
事務担当者情報	
法人名等	
所属部署	
担当者役職／氏名	
連絡先	固定電話：
	携帯電話：
	F A X：
	メー ル：
書類送付先住所 ※申請者情報と同じ 場合は省略可	(〒 ー)
添付資料	
<input type="checkbox"/> 申請者の概要を確認可能な資料（定款・法人案内パンフレット等）	

補助事業者 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 印

公益財団法人東京都農林水産振興財団
中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった公益財団法人東京都農林水産振興財団中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第6の規定により交付申請書の内容を審査したところ適当と認められるので、下記のとおり交付します。

記

- 1 補助金の額 金 円
補助金の交付対象となる事業は、交付申請書記載のとおりとする。
- 2 交付の条件
 - (1) 事情変更による決定の取消し等
理事長はこの交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、この交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。
 - (2) 承認事項
補助事業者は、補助事業を中止しようとするときには、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。
 - (3) 事故報告等
補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、状況及びその他必要な事項を書面により理事長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 遂行状況報告
補助事業者は、理事長の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、理事長に報告しなければならない。

(5) 遂行命令

ア 理事長は補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 補助事業者がアの命令に違反したときは、理事長は、補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

(6) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は、補助事業が完了しない場合で当該事業の属する会計年度が終了したときは、速やかに次に掲げる事項を含む実績報告書（第8号様式）を提出しなければならない。

ア 事業実績書（第2号様式）（PDF形式の図面データCD-ROM含む）

イ 収支精算書（第3号様式）

ウ 建築物の計画概要（公表用事例集原稿）

エ チェックリスト兼誓約書（第9号様式）

オ 確認済証（写し）

カ 工事請負契約書等及び着工届（写し）

キ 多摩産材及び国産木材使用計画

ク 支払関係証憑

(7) 補助金の額の確定

理事長は(6)の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(8) 是正のための措置

理事長は(7)の規定による審査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を取ることを命じることができる。

(9) 決定の取消し

ア 理事長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付決定の全部または一部を取り消す。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(エ) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

イ アの規定は、(7)の規定により交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用する。

(10) 補助金の返還

理事長は、(1)又は(9)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合にお

いて、補助事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(11) 違約加算金及び延滞金

ア 理事長が(9)アの規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 理事長が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

ウ ア及びイに定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(12) 違約加算金の計算

(11)アの規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(13) 延滞金の計算

(11)イの規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(14) 他の補助金等の一時停止等

理事長は補助金の返還を命じられた補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺することができる。

(15) 木造建築物の普及のためのPRの実施

ア 補助事業者は、中・大規模建築物の木造木質化設計を促進するために、補助対象建築物の工事中の仮囲いに多摩産材を活用した建物であること及び多摩産材を使用することの意義を説明する看板（原則として概ね縦900mm×横900mm以上。ただし、設置場所の自治体の条例等で規制がある場合にはその範囲内とする。）を設置しなければならない。

イ 補助事業者は、前項の看板の設置後速やかに、設置状況について状況報告書により報告しなければならない。

(16) 帳簿の整理、管理等

ア 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

イ 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した設計図書等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(17) 交付要綱等の遵守

補助事業者は、前各号に定めるもの及び別記（第6関係）「補助金の交付条件」を遵守するものとする。また、交付要綱の規定によらなければならない。

3 申請の撤回

補助事業者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定通知受領後14日以内に申請を撤回することができる。

第6号様式（第9関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 殿

補助事業者 法人名等
代表者名 印

公益財団法人東京都農林水産振興財団
中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金中止承認申請書

年 月 日付 農振財森第 号で交付決定の通知があった標記事業について、下記のとおり事業を中止したいので、公益財団法人東京都農林水産振興財団中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金交付要綱第9の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現況

第7号様式（第9関係）

年 月 日

補助事業者 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 印

公益財団法人東京都農林水産振興財団
中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった標記事業の中止については、公益財団法人東京都農林水産振興財団中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金交付要綱第9第2項の規定により承認します。

第8号様式（第13関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 殿

補助事業者 法人名等
代表者名

印

公益財団法人東京都農林水産振興財団
中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付 農振財森第 号の交付決定通知に基づき、標記事業を実施したの
で、公益財団法人東京都農林水産振興財団中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金
交付要綱第13の規定により、下記書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 事業実績書（第2号様式）
添付資料
(1) 位置図（施設所在箇所、施設内の事業実施箇所）
(2) 計画概要・パース図等
(3) 実施設計図等（補助事業対象部分、PDF形式の図面データCD-ROM含む）
(4) 事業実施体制図
(5) 事業の工程表
(6) その他必要と認められる書類（施設のパンフレット等）
- 2 収支精算書（第3号様式）
添付資料
(1) 補助対象経費計算書
(2) 設計委託契約書・内訳書
- 3 チェックリスト兼誓約書（第9号様式）
- 4 建築物の計画概要（公表用事例集原稿）
- 5 確認済証（写し）
- 6 工事請負契約書等及び着工届（写し）
- 7 多摩産材及び国産木材使用計画
(1) 多摩産材及び国産木材使用箇所及び使用量の計画一覧
(2) 多摩産材及び国産木材使用箇所を明示するプレートの計画概要
- 8 支払関係証憑
設計委託契約の支払いが完了したことを確認できる書類（請求書・振込先通帳の写し等）

公益財団法人東京都農林水産振興財団
中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業チェックリスト

計画が建築基準法第6の規定に適合していますか	
<input type="checkbox"/> はい	
<input type="checkbox"/> 該当無し	
	該当無しの理由：

計画がその他の法令等に係る場合、その法令等を遵守していますか	
<input type="checkbox"/> はい	
	【法令等名】
<input type="checkbox"/> 該当無し	

誓約書

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業の成果物に基づいて建築する建築物については、法規を遵守すること及び関係書類の提出を求められた際は遅滞なく提出することを誓約いたします。

この誓約に違反又は相違があり、補助金等の交付決定の取消しを受けた場合や、すでに補助金が交付されている場合における返還を命じられたときは、これに異議なく応じることをここに誓約いたします。

年 月 日

住所 _____

法人名等 _____ 印

代表者氏名 _____ 印

第10号様式（第14関係）

年 月 日

補助事業者 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 印

公益財団法人東京都農林水産振興財団
中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付 農振財森第 号により交付決定した 公益財団法人東京都農林水産
振興財団中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金については、 年 月 日
付けで提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及び
これに付する条件に適合すると認められるので、その額を下記のとおり確定します。

記

1 確 定 額 金 円

第11号様式（第15関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 殿

補助事業者 法人名等
代表者名

印

公益財団法人東京都農林水産振興財団
中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金請求書

年 月 日付 農振財森第 号により交付額確定通知のあった標記補助金について、公益財団法人東京都農林水産振興財団中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金交付要綱第15の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

交付決定額	金	円
確定額	金	円
今回請求額	金	円

第12号様式（第24関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 殿

補助事業者 法人名等
代表者名

印

補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定報告書

年 月 日付 農振財森第 号により補助金額確定通知のあった公益財団法人東
京都農林水産振興財団中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金について、同補助金交
付要綱第24の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業費	補助金確定額	消費税及び地方消費税 の仕入控除税額	備 考
円	円	円	

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 殿

補助事業者 法人名等
代表者名

印

公益財団法人東京都農林水産振興財団
中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業状況報告書

年 月 日付 農振財森第 号により補助金額確定通知のあった中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業について、公益財団法人東京都農林水産振興財団中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金交付要綱第25第2項の規定に基づき、木材や森林に関する取組（PR）等の活動状況を下記のとおり報告します。

記

1 多摩産材等のPR看板の設置

設置場所：

※図面添付

看板の大きさ：縦 mm×横 mm

設置予定期間： 年 月から 年 月

2 看板設置の状況

別添写真参照